

琉球大学学術リポジトリ

領事館記録からみた戦前期のニューカレドニアと日本および日本人移民社会

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学国際沖縄研究所移民研究部門 公開日: 2018-11-13 キーワード (Ja): ニューカレドニア, 日本人, 経済関係, 在ヌメア日本領事館 キーワード (En): 作成者: 大石, 太郎, Oishi, Taro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002010119

領事館記録からみた戦前期のニューカレドニアと 日本および日本人移民社会

大石太郎

- I. はじめに
- II. 資料
- III. 日本人移民の定着と日本企業の進出
- IV. 不安定な国際情勢と経済関係発展の模索
- V. おわりに

キーワード：ニューカレドニア，日本人，経済関係，在ヌメア日本領事館

I. はじめに

戦前に海外に移住した日本人の移民史や移民社会の研究はさまざまな分野からすすめられ、最近ではこれまで研究の蓄積の少なかった旧南洋群島や旧満州などに形成された移民社会や人口移動についても多くの成果がみられるようになってきた。このような研究の進展を背景に、環太平洋地域には第二次世界大戦前までに、人・物・金が移動する地域システムが形成されており、日本人の国際移動はそれを構成する重要な要素であったとの見解も示されている（米山・河原 2007: 18）。この立場に従えば、1892年以降、おもにニッケル鉱山の労働者として日本からの渡航者がみられるようになったニューカレドニアも、その地域システムの一部であったということになる。実際、ニューカレドニアには戦前期を通じて日本人が居住し、とくに日米開戦直前の数年間は人や金の往来が激しくなっていた。

ニューカレドニアの日本人移民に関する研究の動向はすでに前稿（大石 2010）でふれているので、簡潔にふりかえるだけにとどめておきたい。もっとも重要な文献といえるのは、おもに外交史料館所蔵の史料に基づいて契約移民の歴史を明らかにした小林（1980）による先駆的な研究であろう。また、ニューカレドニア公文書館所蔵の資料をおもに分析して日本とニューカレドニアとの経済関係を中心に日本人移民の歴史を描いた Palombo（2002）は現地発の研究成果として貴重である。やはりニューカレドニア公文書館所蔵の資料に基づいて、太平洋戦争開戦直前の日本人移民の生活も明らかにされている（朽木 2004）。最近では、ニューカレドニア各地に居住する日系二世・三世を精力的に訪ねて聞き取り調査を実施してきた写真家の津田による一連の報告が注目される。たとえば、ニューカレドニアや日本各地で開催した写真展にあわせて刊行した図録（津田 2006）には日

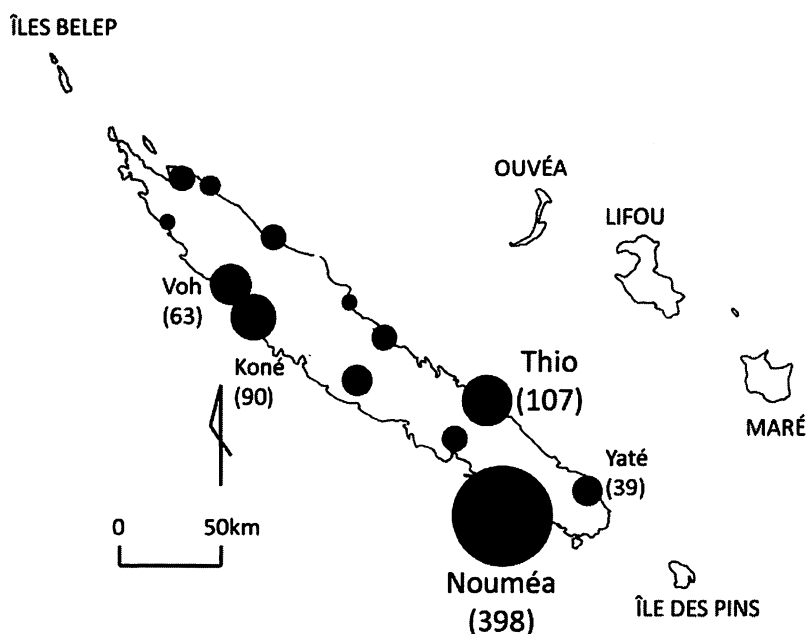


図1 ニューカレドニアにおける日本人の分布（1937年）

注) 人口が多く、位置が特定できる集落のみ示した。地名の下の()内の数字は人口を示す。
佐藤磯雄 1937. ニューカレドニアの邦人. 南洋 24(5): 75-81.に記載のデータより作成。

本やニューカレドニアの研究者らによる解説が含まれているし、別稿では聞き取り調査の結果が報告されている（津田 2008）。さらに、聞き取り調査や遺族のもとに残された手紙などに基づいて、ある沖縄県出身移民の生涯が詳細に復元されている（津田 2009）¹⁾。以上の研究でもふれられている資料に、ニューカレドニア公文書館所蔵の外国人登録票（資料番号 34W）があるが、筆者の前稿ではこれを集計し、1920年代以降にみられる、従来の契約移民とは異なる性格の人々の流入とその特徴を明らかにした（大石 2010）。

このように、ニューカレドニアの日本人移民の研究は一定の進展をみているものの、日本の資本が加わって鉱山が開発され、日本とニューカレドニアとの人や金の往来が激しくなってきた1930年代以降の状況が十分に明らかにされているとは言い難い。そこで本稿では、在ヌメア日本領事館（1940年3月開設）に関する記録に基づいて、当時の日本人移民社会の状況や日本とニューカレドニアの経済関係を検討することを目的とする。

Palombo（2002）によれば、1939年のニューカレドニアにおける日本人人口は1,195名である。また、同時代の記録（佐藤 1937）に基づいて、1937年時点の日本人の居住分布を図1に示した。多くの文献で指摘されているように、この時期にはすでに首府ヌメアに多くの日本人が居住していることが明らかである。

II. 資料

本稿で分析対象とするのは、ニューカレドニア公文書館が所蔵する在ヌメア日本領事館の記録である（資料番号 107W）。1940年3月にニューカレドニアの首府ヌメアに開設された領事館の初代領事は黒木時太郎であり、1941年3月に2代目の領事として山下芳郎が着任した²⁾。また、残された記録から判断する限り、開設から日米開戦にともない領事館が閉鎖されるまでの2年弱の間、副領事は松田信隆が務めていた。松田副領事とその夫人については外国人登録票も残されている。それによると、副領事は1940年3月29日に入域し（夫人には記録がない）、1941年12月19日に夫人とともにオーストラリアに送られている³⁾。日本人の逮捕が始まったころ、山下領事は体調を崩しており、松田副領事が夫人とともに強制収容された日本人の状況把握などに奔走した。なお、黒田領事と山下領事の外国人登録票は残っていないが、もともと作成されていない可能性もある。

さて、資料番号 107W にはさまざまなものが含まれるが、領事館にかかわる記録の中心となるのは日本領事宛の文書（以下、受信文書）と日本領事発の文書（以下、送信文書）である⁴⁾。これらの文書の送信元や送信先はおもにニューカレドニア当局（総督ないし各一部局）であるが、各国の在ヌメア領事館⁵⁾、鉱山会社、その他の民間業者、一般の個人などの場合もある。これらのほとんどはタイプライターを用いてフランス語で書かれ、1940年分と1941年分についてそれぞれ受信と送信とに分類されて保管されている。これらには、文書番号が付された公式文書だけでなく、参考のために転送されている文書、さらには手書きの私信と思われるものまで含まれている⁶⁾。そのほか、領事業務にかかわるものとして在留日本人から提出された文書やそれらの手数料の記録、領事館で必要とした物品等の購入にかかわる領収書類などが残されている。

なお、領事館開設当初のニューカレドニア総督はペリシエ（Pelicier）であったが、1940年8月29日付でドゥニ（Denis）中佐が臨時総督に任命され（1940年8月31日付、ニューカレドニア総督発、日本領事宛）、さらに1940年9月19日に自由フランス勢力（ドゴール派）が権力を掌握してソト（Sautot）が総督となり、日本領事館が受信した文書でも1940年10月10日付文書（ニューカレドニア総督発、日本領事宛）より「ニューカレドニアおよび付属島嶼における自由フランスの総督（Le Gouverneur de la France Libre en Nouvelle-Calédonie et Dépendances）」という表現が一般に使われるようになる。しかし、本稿ではこうした呼称の変化にかかわらず、一貫して「ニューカレドニア総督」とした。また、送信文書については文書番号を付記したが、受信文書は送信元がさまざまに必ずしもすべての文書に文書番号が付されていないため、文書番号がある場合でも割愛した。なお、機関名や役職は原則として日本語で示しているが、「Secrétaire Général」は適当な訳を与えられなかったため、原文のままとした。

Ⅲ. 日本人移民の定着と日本企業の進出

1892年に始められたニューカレドニアへの契約移民は1918年を最後に行われなくなり、フランス・フランの下落により移住地（出稼ぎ地）としての魅力が薄れたこともあって、1920年代における日本とニューカレドニアのあいだの人の移動は、全体としては停滞した。しかし、1920年代以降は女性の入国がみられるようになってくるのが特徴的であり、何らかのかたちで日本から配偶者を呼び寄せる例が増えてきたことを示唆している（大石2010）。同時代の記録で描かれた様子などを勘案すると、日本人がニューカレドニア社会に定着したといえるのが1920年代から1930年代にかけてである。そして、契約移民として入城した日本人が契約期間を終えてもニューカレドニアにとどまり、滞在期間が長くなってくると、たとえば現地の女性とのあいだに生まれた子どもの国籍や、死亡した移民の遺産をめぐる問題などがおこるようになってくる。いくつかの例を示そう。

まず前者については、アンリエット・ヨシダという人物による日本入国のためのパスポート発給の要求があり（1940年8月29日付、アンリエット・ヨシダ発、日本領事宛）、日本領事は以下のように回答している（1940年8月29日付第68号文書、日本領事発、アンリエット・ヨシダ宛）。すなわち、ヨシダの父（この時点ですでに故人）はヨシダの母との婚姻届もヨシダ本人の出生届も提出していないため⁷⁾、日本のパスポートを発給することができない旨である。これについては、第68号文書において母方の血統に基づいてフランスにパスポート発給を求めることを助言しているためか、ニューカレドニア総督からさらに照会があり（1940年9月16日付、ニューカレドニア総督発、日本領事宛）、それに対して日本の制度が説明されている（1940年9月17日付第81号文書、日本領事発、ニューカレドニア総督宛⁸⁾）。なお、戸籍上の届け出がないことを理由に妻子に日本国籍がないとする文書はほかにもみられる（1941年7月2日付第50号文書、日本領事発、税務署長宛、1941年7月11日付第53号文書、日本領事発、「所管官庁」宛）。

後者については、故ニシガワ・ケンジロウという人物の遺産相続をめぐる、日本外務省を通じて相続人の調査をしているため、それまで遺産相続の決定を凍結するように求める文書が日本領事館からニューカレドニア総督に出されている（1941年2月22日付第29号文書、日本領事発、ニューカレドニア総督宛）。この件について日本領事館に連絡してきたのはReuterというエージェントで、1941年2月21日付日本領事宛文書によると、故ニシガワは1885年10月15日に福岡県で生まれ、妻と2名の子どもを残して1913年3月5日ニューカレドニアに入城し、ニューカレドニアでは先住民の女性と同棲して5名の子どもがいるという。ニューカレドニア到着の日付から真盛丸で渡航した契約移民の一人とわかるが（福岡県出身者が97名乗船している）、契約期間を終えてヌメアに移住し、カルチュ・ラタン地区に土地をもっていたようである。

ほかにも日本領事館には戸籍や財産に関する照会が数多く寄せられている。たとえば、

ヌメア在住の鍛冶屋ニシオ・イシタロウ（1890年9月20日広島県生まれ、1913年8月よりヌメア在住）が1933年2月19日出生のジャワ人男子を養子としたいため、日本の制度の問い合わせがなされている（1940年6月28日付、ブルディナ（Bourdinat）弁護士発、日本領事宛）。これに対する回答は、外国人は連続して1年以上の日本に居住していることが条件のため、今回のケースでは養子縁組はできないというものであった（1940年7月2日付第38号文書、日本領事発、ブルディナ弁護士宛）。また、日本領事館が日本人の財産の持ち出し制限の特例を求める例もいくつかみられる。チオ（Thio）在住の未亡人ホンダ・フジノは1940年1月31日に死亡した亡夫ゼンシロウ（30年以上ニューカレドニア在住）の遺産6万フランを持ち出すことについて特例を求めたり（1940年7月5日付第41号文書、日本領事発、Secrétaire Général 宛）、黒木領事の使用人ヤマウチ・クマサケ（30年以上前に契約移民として入城、前職は大手鉱山会社ル・ニッケル社長の料理人）⁹が帰国に際し約3万5,000フランの持ち出すことについて特例を求めたりしている（1940年11月30日付第121号文書、日本領事発、Secrétaire Général 宛）。回答では円建てで許可が与えられており、いずれも帰国時に1,000円、その後は分割で月々250円ずつの持ち出しが認められている（1940年7月8日付、Secrétaire Général 発、日本領事宛、1940年12月4日付、Secrétaire Général 発、日本領事宛）。長期にわたってニューカレドニアに滞在し、勤勉に働いて貯蓄に努めていると、持ち出し制限の対象となるほどの額の財産をもつことが可能だったということであり、具体的な金額がわかって興味深い。

1930年代後半になると、フランスとの合弁で日本企業が鉱山会社の経営にかかわるようになる。すなわち、瀬尾 昭によるル・フェール（Société Le Fer）と住友系の太洋鉱業（Société Minière de l' Océanie）である。そして、そこで働くために従来の契約移民とはまったく異なる性格の人々がニューカレドニアに入城するようになり¹⁰、日本とニューカレドニアとのあいだの人の往来が激しくなってくる（大石 2010）。これらの企業と領事館とのあいだの文書の送受信はそれほど頻繁ではないものの、たとえば1940年の場合、太洋鉱業から8月30日と10月12日にクア（Koua）のヤマト鉱山などから4,100トンのニッケルを日本に送りだした旨の連絡がみられる（1940年9月16日付、太洋鉱業発、日本領事宛、1940年10月23日付、太洋鉱業発、日本領事宛）。また、日本人技術者の入国や滞在許可にかかわる連絡などが行われている（たとえば、1941年1月13日付、ル・フェール発、日本領事宛）。その後、ル・フェールによる6名の専門労働者を受け入れる件について、英国政府の介入を示唆する文書がニューカレドニア当局から送信されており（1941年2月11日付、Secrétaire Général 発、日本領事宛）、国際情勢が日本とニューカレドニアとの経済関係にも徐々に影響を及ぼし始めたことがわかる。

IV. 不安定な国際情勢と経済関係発展の模索

1. 不安定な国際情勢と日本人移民社会

1930年代以降の日本の国際社会からの孤立、さらには1939年の第二次世界大戦の勃発にともなう不安定な国際情勢は、ニューカレドニアの日本人移民社会にも徐々に影を落とし始めていた。日本領事館がまず直面するのが、電報における日本語使用の禁止である(1940年4月16日付、郵便局発、日本領事宛)。これについては、日本領事館は他のフランス統治下の日本領事館で日本語使用が認められていることを示し(1940年7月13日付第46号文書、日本領事発、ニューカレドニア総督宛)、最終的に日本語使用を認められている(1940年7月31日付、ニューカレドニア総督発、日本領事宛)。電話については、オーストラリア政府がシドニー市内での電話連絡で日本語使用を認めていることを引き合いに出しながら、ヌメア市内での電話連絡における日本語使用の許可を求めたものの(1941年3月31日付第36号文書、日本領事発、ニューカレドニア総督宛)、戦時中を理由に原則として却下されている(1941年4月16日付、ニューカレドニア総督発、日本領事宛)。また、外交上の日仏間の互惠関係への理解がニューカレドニア当局側に乏しかったらしく、たとえば食料品の配給などについて、改善を求める文書がいくつかみられる。

日本人が巻き込まれる事件は開設期間を通じて領事館の通信文書に頻繁にみられる。それらは必ずしも国際情勢を反映したものばかりではないが、なかには反フランス的な態度や言動をとった人物の取り締まりの強化に対する照会もある。たとえば、プーム(Poum)在住のイズミサワとフタガワという人物が同地を追放された件について総督への問い合わせが行われており(1941年3月31日付第37号文書、日本領事発、ニューカレドニア総督宛)、イズミサワは反フランス的言動が追放の理由との回答を得ている(1941年4月10日付、ニューカレドニア総督発、日本領事宛)。ニューカレドニア側の誤解に基づくと考えられる事件としては、1940年10月1日実施の日本の国勢調査の調査票を、東海岸のポワンディミエにおいて憲兵に没収された件があり¹¹⁾、それについて善処を求めている(1940年10月19日付第101号文書、日本領事発、ニューカレドニア総督宛)。この件については、その後も憲兵より何らの連絡もなかったため、改めて照会がなされ(1940年11月5日付第108号文書、日本領事発、ニューカレドニア総督宛)、その結果、9枚の調査票が回収されたことが通知されたうえで、今後はフランス語訳を添えることが望ましいと回答されている(1940年11月7日付、ニューカレドニア総督発、日本領事宛)。

1940年9月、ニューカレドニアがソト総督率いる自由フランス勢力の支配下に入ると、日本人移民の生活に影響を与える政策がとられるようになってくる。たとえば、1940年10月の外国人の旅行制限である¹²⁾。自由に旅行できる範囲を自宅から半径150キロに限り、同日のうちに帰宅しなければならないとの通知がなされた(1940年10月10日付、ニューカレドニア総督発、日本領事宛)。さらに、元日、紀元節、天長節、明治節に際して

国旗を掲揚すること、農村部における害獣駆除のための猟銃の使用、日本からの配偶者の呼び寄せの3点について許可を求めたが(1940年12月19日付第130号文書, 日本領事発, ニューカレドニア総督宛), 配偶者の呼び寄せのみが個人の申請に基づいて許可された以外はすべて不許可との回答を得ている(1940年1月20日付, ニューカレドニア総督発, 日本領事宛)¹³⁾。

1941年8月19日には, 日本が戦争に突入した場合を想定した移民たちが自らの立場を不安に思っていることを率直に伝えている(1941年8月19日付第60号文書, 日本領事発, ニューカレドニア総督宛)。同年7月の日本軍の南部仏印進駐によってさらに深まった日本の国際的孤立が, 遠く離れたニューカレドニアでもはっきりとしてきたことを反映しているといえるだろう。

2. 経済関係発展の模索

一方で興味深いのは, 自由フランス勢力の支配下に入ってから, ニューカレドニア当局が日本との経済関係の強化を模索し続けていることである。表向きは, 1940年12月に敵国および中立国へのニッケルとクロームの禁輸措置が通知されている(1940年12月16日付, ニューカレドニア総督発, 日本領事宛)。ニッケルは軍事的に重要であり, 客観的にみれば当然の措置といえる。しかし, その後もニッケル等の鉱山資源の輸出が続けられただけでなく, ニューカレドニア当局は輸出継続を自由フランス当局に働きかけ, たとえば, 1941年7月には太洋鉱業の日本向けニッケル輸出量が四半期ごとに6,000トンに決められたことが通知されている(1941年7月4日付, ニューカレドニア総督発, 日本領事宛)。加えてこの時点では, ニューカレドニア側がさらなる経済関係の発展を望んでいることを明らかにし, 具体的にはトルカ(タカセガイ)とコーヒーの輸出可能性について問い合わせている(1941年7月4日付, ニューカレドニア総督発, 日本領事宛)。これに対して日本側からは, コーヒーは現時点ではぜいたく品と考えられているものの, 検討の余地があるとして輸出能力について問い合わせている(1941年7月15日付第56号文書, 日本領事発, ニューカレドニア総督宛)。最終的には, コーヒーについてはアラビカ種とロブスタ種それぞれ1か月あたり20トンずつ輸出することが可能であり, アラビカ種が1トン最低8,500フラン, ロブスタ種が1トン6,400フランで購入することが条件という回答を得たものの(1941年7月28日付, ニューカレドニア総督発, 日本領事宛), コーヒーの日本への輸出は結局実現しなかった。

経済関係発展の模索という点で, もうひとつ興味深いのは, 自由フランス勢力の支配下に入ったことによるフランス領インドシナとの経済関係の断絶を, ニューカレドニア当局が日本との関係を強化することで補おうとしている様子がうかがえることである。たとえば, 日本にニッケルを輸送する船は, 日本からニューカレドニアに向かう際, 多くの貨物

を載せていないので、インドシナを経由し、コメやセメント等を輸送することが可能か否かの問い合わせがなされている（1940年11月23日付、ニューカレドニア総督発、日本領事宛）。また、現地の有力商社であるバランド商会も、インドシナ産品を日本経由で輸入することが可能か否かの問い合わせをしている（1941年7月29日付、バランド商会発、日本領事宛）。しかし、後者については日本外務省から不可能という回答があった旨、バランド商会に通知されており（1941年8月6日付第58号文書、日本領事発、バランド商会宛）、これらはいずれも実現しなかった。

日本側からも、船便の維持・拡大やニッケル輸入を円で決済することなどを求めるとともに、経済関係の拡大を望んでいることを伝えているが（1941年8月18日付第59号文書、日本領事発、Secrétaire Général 宛）、時すでに遅かったようである。明示されていないものの、1941年7月の日本軍の南部仏印進駐は日本と連合国との関係を決定的に悪化させ、ニューカレドニア当局が本国の意向に逆らって日本との経済関係を発展させることはできなくなったのであろう。日本との貿易に関する政策転換について、釈明とも受け取れる文書が日本領事宛に送られている（1941年9月11日付、ニューカレドニア総督発、日本領事宛）。1941年9月以降、日本領事館の送信文書と受信文書はそれぞれわずかに10通、15通であり、しかも受信文書には儀礼的な内容のものが多い。日本の国際的孤立を象徴しているかのようである。

V. おわりに

本稿では、ニューカレドニア公文書館に所蔵されている在ヌメア日本領事館の記録に基づいて、1940年前後のニューカレドニアにおける日本人移民社会の状況や、日本とニューカレドニアの経済関係を検討した。その結果は次のようにまとめられる。第一次世界大戦後、在留日本人の人口が増加することはなかったが、日本人はニューカレドニア社会に定着した。そこで、元契約移民が高齢化するにつれて、現地女性とのあいだに生まれた子どもの国籍問題や、遺産相続をめぐる問題がおこるようになってきた。一方、1930年代後半にフランスとの合併で日本企業が鉱山開発に進出したことを受けて、従来の契約移民と異なる性格の日本人が流入し、日本とニューカレドニアのあいだの人の移動が激しくなった。日本人人口は1930年代を通じて停滞したが、元契約移民の都市への移住に加え、鉱山開発に日本資本が進出し、それにもなって人の移動も活発になったことにより、1940年前後のニューカレドニアでは日本人移民社会が変容しつつあった。また、ニューカレドニア当局は連合国側にたつ自由フランス勢力の支配下に入ったにもかかわらず、1941年8月ごろまでは日本との経済関係を強化することをつねに模索していた。

ニューカレドニア当局が太平洋戦争の開戦直前まで日本との経済関係を強化したいと考えていた背景には、第一次世界大戦の際の苦い経験があると思われる。第一次世界大戦

が勃発すると、南太平洋の海上交通はマヒし、鉱山資源の輸出が生命線だったニューカレドニア経済は停滞したとされる。戦前期の日本は環太平洋地域における大国であり、経済の安定を第一に考えるなら、日本との関係を強化することが最善の道であると考えるのは自然であろう。しかしながら、ニューカレドニアは独立国ではなく、宗主国である自由フランス、さらには連合国の意向を無視することはできなかった。最終的には、日米開戦に際して日本人移民を一斉に逮捕してオーストラリアに送り、さらには1942年から1945年までアメリカ軍の進駐を受け入れることになる。

領事館の通信記録によると、黒木領事は1940年12月に、山下領事は1941年6月から9月にかけて4次にわたり、日本人移民社会の要人をももって域内の視察を実施している。残念ながら、この視察旅行にかかわる情報はニューカレドニア公文書館所蔵の資料番号107Wのファイルには一切残されていない。ニューカレドニアをはじめ、オセアニア地域の日本人移民に関して残された資料は少なく、丹念に発掘していくことが今後の研究の発展に必要であろう。

最後に、ほほえましいエピソードを紹介して筆をおくことにしたい。黒木領事は帰国に際して、自らが赴任以来飼っていた、ニューカレドニアの「国鳥」といえるカグーを東京の動物園に寄贈することを希望した(1941年2月4日付第20号文書, 日本領事発, *Secrétaire Général* 宛)。そして、学術目的でその2羽のカグーを東京の動物園に輸出することが承認されている(1941年2月10日付, ニューカレドニア総督発, 日本領事宛)。カグーのその後の消息はまったくわからない。ただ、日本とニューカレドニアとのあいだに本稿で検討したような関係が戦前の一時期に存在したことは、もっと知られるべきであると筆者は考えている。

付記

本稿の作成にあたり、ニューカレドニア公文書館および Marie-José Michel 在ヌメア日本名誉領事をはじめ、ニューカレドニアの皆さんに非常にお世話になりました。ここに記して、感謝の意を表します。なお、本稿は平成16～19年度科学研究費補助金基盤研究(B)「戦前期南洋の地域形成と沖縄県出身移民に関する基礎的研究」(課題番号16401024, 研究代表者・町田宗博)の成果の一部である。

注

- 1) 津田(2009)はニューカレドニアにおける日本人移民の歴史も詳しく述べており、小林(1980)が入手しにくくなっている現在では、ニューカレドニアの日本人移民について知るための格好の手引となっている。なお、沖縄県出身移民については石川(2007)

がその歴史と実態を検討しているほか、ジャーナリストの三木（2006）が二世・三世に関するルポルタージュを沖縄の地元紙に寄せている。

- 2) わずか1年で領事が交代する理由は、通信文書によれば健康状態である（1940年12月25日付第132号文書、日本領事発、ニューカレドニア総督宛）。さらに山下領事も健康状態を理由に離任し、すでに後任が決まっていることを1941年10月の時点で総督に通知している（1941年10月7日付第66号文書、日本領事発、ニューカレドニア総督宛）。そこで筆者は、南回帰線付近に位置するニューカレドニアの気候を考慮した健康休暇の可能性もあると考えている。なお、津田（2009: 82）は山下領事が精神的疲労により入院したことにふれており、実際に健康状態がすぐれなかったようであるが、その原因は1941年12月初旬に起きた日本人移民社会の要人の逮捕にあるとしている。したがって、日米開戦時の山下領事の体調不良は、すでに決まっていた離任とは無関係と思われる。
- 3) オーストラリアから交換船で日本に送還された人物にはその旨の記載が外国人登録票にあるが、松田副領事および夫人にはその記載がない。なお、外国人登録票には個人情報が含まれるため、出生から120年間は公にしないこととされ、当該人物の子孫を別にすると、研究目的による閲覧のみが申請に基づいて許可される。したがって、これに基づいて個人が特定できる記述は避けるべきであるが、副領事という公的な性格を考慮して、支障がない範囲についてのみ記述することにした。
- 4) 日本側において、在ヌメア日本領事館に関する記録が綴られていると思われる外務省記録「在英『ド、ゴール』政府植民地：海外派遣軍ノ動向並海軍処分問題」は外務省外交史料館の消失記録リストに載っており、見ることができない。
- 5) 日本領事館が開設された当時、ヌメアにはイギリス、オランダ、ベルギー、ノルウェーの4か国の領事館が存在した（1940年3月21日付、ニューカレドニア総督発、日本領事宛）。その後、アメリカ合衆国が1941年4月に領事館を開設した（1941年4月7日付、アメリカ合衆国領事発、日本領事宛）。なお、オーストラリアは公式代表部を置いており、黒木領事の離任に際しては連絡がとられている（1941年2月8日付、日本領事発、オーストラリア代表宛）。
- 6) そのほか、謝意や返礼といった儀礼的な内容のみの文書も少なくないため、文書の送信元や送信先、内容を分類した表の提示は割愛した。
- 7) ヌメアに領事館が開設される以前にニューカレドニアを管轄していたのは在シドニー総領事館であり、戸籍関係の手続きをしていなかった日本人も少なくないと思われる。実際、遅延理由書を付して提出された出生届も複数残されている。正式な結婚をしていなければ、出生等の届け出をしていなくても不思議ではないので、こうした問題はしばしばおこりうる。

- 8) 外国人登録票には日本人の配偶者となった現地女性やその子どもたちが日本国籍保持者として登録されている例は多くみられ、実際にアンリエット・ヨシダの外国人登録票も現存する。つまり、これが作成された時点でニューカレドニア当局にはフランス国籍をもたないと認識されていたのである。ちなみに、父系血統主義をとっていた日本の当局が、母方の血統に基づいてフランス国籍を取得するよう助言しているのはいささか奇異に感じられる。
- 9) 回答の文書では、ヤマウチ・タマサカとなっている（1940年12月4日付, *Secrétaire Général* 発, 日本領事宛）。
- 10) 『ニュー・カレドニアの日本人移民—契約移民の歴史—』（小林 1980）の著者、小林忠雄氏もその一人である。
- 11) ポワンディミエ（原文ではポワンヂメー）在住の松田幸三郎から日本人会会長の加島（圭一）に宛てられた日本語の文書（10月8日付）が添付されている。
- 12) 外国人の旅行には以前から許可が必要であり、これについては都市に野菜を供給する場合などに困難を生じるとして、長期間ニューカレドニアに居住する元契約移民への配慮を求めている（1940年8月14日付第64号文書, 日本領事発, ニューカレドニア総督宛）。
- 13) これについては津田（2009: 86-87）でも紹介されている。

文献

- 石川友紀 2007. フランス領ニューカレドニアにおける日本人移民—沖縄県出身移民の歴史と実態—。移民研究（琉球大学移民研究センター） 3: 69-88.
- 大石太郎 2010. 戦前期ニューカレドニアの日本人移民。移民研究（琉球大学国際沖縄研究所移民研究部門） 6: 99-115.
- 朽木 量 2004. 『墓標の民族学・考古学』慶應義塾大学出版会.
- 小林忠雄 1980. 『ニュー・カレドニア島の日本人移民—契約移民の歴史—（第二版）』ヌメア友の会.
- 佐藤磯雄 1937. ニューカレドニアの邦人。南洋 24(5): 75-81.
- 津田睦美 2006. 『FEU NOS PERES—ニューカレドニアの日系人—』青幻舎.
- 津田睦美 2008. 「FEU NOS PERES」—ニューカレドニアの日系二世が語る父の記憶—。蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』815-839. 不二出版.
- 津田睦美 2009. 『マブイの往来—ニューカレドニア—日本 引き裂かれた家族と戦争の記憶—』人文書院.
- 三木 健 2006. 空白の沖縄移民史—ニューカレドニアの県系2世, 3世たち(1)~(10). 琉球新報, 2006年8月29, 31日, 9月1, 3~9日.

米山 裕・河原典史編 2007. 『日系人の経験と国際移動—在外日本人・移民の近現代史—』
人文書院.

Palombo, P. 2002. *La présence japonaise en Nouvelle-Calédonie (1890-1960): Les relations économiques entre le Japon et la Nouvelle-Calédonie à travers l'immigration et l'industrie minière.* Lille: Atelier national de reproduction des thèses.

(おおいし たろう・関西学院大学国際学部准教授・人文地理学)